

口 第二十七条第一項第二号に該当する申出 次に掲げる事項

- (1) 統計成果物の直接の利用目的が教育（第二十七条第一項第二号イに掲げる学校における教育に限る。）である旨
- (2) 統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で利用する必要性及び期間
- (3) 授業科目の実施結果を公表する方法
- イ(3)及び(4)に掲げる事項
- (4) (1)から(4)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

ハ 第二十七条第一項第三号に該当する申出 次に掲げる事項

- (1) 統計成果物が第二十七条第一項第三号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容
  - (i) 経済再生・財政健全化
  - (ii) 地域の活性化
  - (iii) 国民生活の安全・安心の確保
  - (iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上
- (2) 統計成果物を利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間
- (3) 統計成果物を利用して行った事業等の内容を公表する方法
- イ(3)及び(4)に掲げる事項
- (4) (1)から(4)までに掲げるもののほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項
- (5) (1)から(4)までに掲げるものほか、行政機関の長又は指定独立行政法人等が特に必要と認める事項

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は指定独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類

二 委託申出者が法人等（法人等が独立行政法人等又は第十条に規定する者である場合を除く。）であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 〔略〕

3 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

〔新設〕

〔新設〕

2 委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、行政機関の長又は届出独立行政法人等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。

- 一 委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が行政機関、地方公共団体又は法人等である場合を除く。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
- 二 委託申出者が法人等であるときは、委託申出書等に記載されている当該法人等の名称及び住所並びに代表者又は管理人の氏名と同一の名称及び住所並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で申出日前六月以内に作成されたものその他その者が本人であることを確認するに足りる書類

三 〔同上〕

3 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。